

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和7年度）

住 所 兵庫県神戸市中央区港島6丁目6-1

事業者名 神戸新交通株式会社
代表者名 代表取締役社長 辰馬 秀彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
六甲アイランド線1000形車両	令和9年度にバリアフリー化された車両への置き換え（1列車）を行う。	令和6年6月、製造メーカーとの契約を締結済

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降支援等のための情報提供	渡り板等の設備を使用し、車いす使用者が円滑に乗降できるよう役務の提供を行う。	適時実施。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・人員配置の工夫	・三宮駅では、朝ラッシュ時間帯の利用者が多く、誘導整理及び乗降介助を行う要員が不足していることから朝ラッシュ時間帯において、これらの旅客支援の拡充に必要な要員を引き続き外部委託により確保する。	・予定通り実施済み。
・障害者の接遇に関する民間資格をもつ職員の配置	・駅業務に従事する係員について、原則として、サービス介助士の資格を取得した係員を配置する。	・予定通り実施済み。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降支援等のための情報提供	当社ウェブサイト上の乗降支援等に関する情報提供について、バリアフリー施設等のご案内の充実に向け、きめ細やかな変更を行う。	その都度実施。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者の接遇に関する民間資格の取得	・ 障害者等の乗降支援等を行うため、駅職場へ配属及び異動となった係員は、サービス介助士の資格を取得する。	予定通り実施済み。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
啓発活動	・ 地域と連携し利用者マナー向上を図るために、ポスター等により啓発活動を行う。	沿線の学校と連携しマナーポスターを掲示

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

神戸市バリアフリー基本構想に基づく協議会へ当社も参画し、必要に応じて協力を行う。
--

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページに掲載。

(4) その他

特になし。

(令和7年度)

Ⅱ. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和8年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
案内軌条式鉄道	12 編成 48 (両)	11 編成 44 (両)	11 編成	編成	編成	11 編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	12 編成 48 (両)	11 編成 44 (両)	11 編成	0 編成	0 編成	11 編成	0 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	